

民生委員推薦準備会設置要綱

(設置)

第1条 函館市民生委員推薦会(以下「推薦会」という。)における民生委員・児童委員候補者の推薦を円滑にするため、町単位に民生委員推薦準備会(以下「準備会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 民生委員・児童委員の任期満了に伴う全国一斉改選時には、推薦会からの求めに応じ、準備会において民生委員・児童委員候補者の推薦を行うこととする。この場合における準備会の会議は、それぞれの区域において民生委員・児童委員候補者推薦事務日程にあわせて、区域の事情を考慮のうえ開催し、期日までに民生委員・児童委員候補者の推薦を行うこととする。

2 民生委員・児童委員が任期内において辞任、死亡または解嘱等の理由によりその職を退き、欠員が生じた場合は、推薦会からの求めに応じ、準備会において民生委員・児童委員候補者の推薦を行うこととする。この場合における準備会の会議は、それぞれの区域において随時、各区域の事情を考慮のうえ開催し、期日までに民生委員・児童委員候補者の推薦を行うこととする。

3 準備会は、選任した民生委員・児童委員候補者に係る推薦書を推薦会の委員長に提出することとする。

(組織および委員)

第3条 準備会の委員は15人以内で組織し、次の各号に掲げる者をもってあてる。

(1) 町内会代表

(2) 町内福祉関係代表

(3) 町内青少年関係代表

(4) 町内女性代表

(5) 町内学識経験者

(6) 民生委員・児童委員(各方面民生児童委員協議会の会長または副会長)

2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 準備会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は会務を総括する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 準備会は委員長が招集し，その議事は非公開とする。

2 準備会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 準備会の議事は，出席委員の過半数でこれを決し，可否が同数であるときは，委員長が決する。

(負担金の交付)

第 6 条 市長は，準備会に対し，予算額の範囲内で準備会負担金を交付することができる。

2 準備会の委員長は，交付された負担金を準備会設置経費にあてるものとする。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は推薦会が定める。

附 則

この要綱は，昭和 4 9 年 9 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は，昭和 5 8 年 8 月 1 2 日より改正する。

附 則

この要綱は，昭和 6 1 年 8 月 5 日より改正する。

附 則

この要綱は，平成元年 8 月 1 日より改正する。

附 則

この要綱は，平成 1 3 年 8 月 1 6 日より改正する。

附 則

この要綱は，平成 2 2 年 7 月 2 日より改正する。